

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年11月30日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

1 請求人は、A会社に雇用され、Bに所在する同社C営業所の冷凍倉庫内でピッキングや仕分けの作業員として勤務していた。

2 請求人は、平成29年10月16日、冷凍倉庫内での作業の休憩中、指先が腫れて紫色に変色していることに気付いた。

請求人は、同日、D医療機関に受診し、同月17日、E医療機関に転医し、「両手指凍傷」と診断され、療養の結果、平成30年9月28日治癒（症状固定）となった。

3 本件は、請求人が治癒後、障害が残存するとして障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）併合第8級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月28日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第8級を超える障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、次のとおり主張するので、請求人の後遺障害が、障害等級第8級を超える障害であるか、以下検討する。

(2) 請求人に残存する後遺障害のうち、欠損及び機能障害について、平成30年9月28日付け診断書においてF医師は、要旨、「左第2、3、4、5指の先端部に欠損及び短縮が認められる。右第2、3指に末節骨から欠損、第4指先端部の欠損及び爪の短縮が認められる。」と述べている。また、同年11月22日の認定においてG医師は、「左2、3、4、5指末節骨欠損(3指1/2以上欠損)。右第2、3、4指末節骨1/2以上欠損。左4、5指遠位指節間関節運動障害。」と診断している。

以上のことから、決定書理由に説示するとおり、左手指の障害は、示、環、小指の末節骨の一部欠損(障害等級第14級)、中指の末節骨の1/2以上の欠損(障害等級第12級の9)、環、小指の遠位指節間関節屈伸不能(障害等級第14級)で準用第12級に該当するものと判断する。また、右手指の障害は、示、中、環指の末節骨の1/2以上の欠損で障害等級第9級の9に該当するものと判断する。

(2) また、請求人が主張する、がん固なしびれ及び痛みについて、上記診断書においてF医師は、要旨「感覚障害について、切断に至った指はすべて末節全体の感覚鈍麻とビリビリとしたしびれがあり、安静時でもしびれ感、痛み感がある。」と述べていることから、決定書理由に説示するとおり、両手指の欠損及び機能障害によって負傷部位に神経症状が残存していると認められるが、これは上記の両手指の機能障害から派生する関係にあるものと判断する。

(3) 以上のことから、請求人に残存する障害については、決定書理由に説示するとおり、障害等級併合第8級に該当するものと判断する。

(4) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年2月28日